昭和四十三年政令第二百四十九号 消費者政策会議令

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。第一条 会長は、会務を総理する。 の政令を制定する。 内閣は、消費者保護基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第八項の規定に基づき、こ (会長)

第二条 消費者政策会議の庶務は、消費者庁消費者政策課において処理する。

は、会長が消費者政策会議に諮つて定める。 第三条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他消費者政策会議の運営に関し必要な事項

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 抄

附 則 (昭和五九年六月二一日政令第二〇一号)

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。 附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行す

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一六年六月二日政令第一八九号)

附 則 (平成二一年八月一四日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日 する。 (平成二十一年九月一日) から施行

附則 (平成二三年六月二九日政令第一八四号) 抄

1

この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。